

## 「ブラジル派遣に関する旅費等の支出に係る住民監査請求」についての監査結果の概要

- 1 請求書の提出日 平成23年8月23日
- 2 監査結果の通知日 平成23年10月19日
- 3 請求の要旨

### (1) 措置要求事項

知事に対し、在伯奈良県人会創立50周年記念式典に係る副知事及び職員2名（以下「本件出張者」という。）並びに議員5名の派遣に関し、不正・不当に請求され支出した下記費用について、該当者に対し、その責任に応じ県に賠償させるよう勧告することを求める。

- ア 本件出張者及び議員5名の航空券代（損害賠償額 2,823,500円）
- イ 議員5名の日当（同上 38,250円）
- ウ 議員5名の専用車借上代（同上 325,000円）
- エ 議員5名の添乗員費用（同上 993,000円）

### (2) 請求の理由

- ア 海外航空券代の水増し請求等

#### (ア) 航空券代

法令では、航空運賃は実際に支払った額（実費）を請求することを明示しているが、本件出張者及び議員5名はいずれも旅行会社の見積書の金額を請求している。

また、航空運賃は、昨年と今年では大きな変動がなかったと見て、ネットで調べると、1人当たり平均35万円も過大請求している。

#### (イ) 日当

専用車の利用や先方昼食負担などがある場合は日当の調整が行われる規程がある。本件出張者の日当は調整を行っているが、議員日当の調整はない。

- イ 議員5名の現地専用車借上代請求と添乗員費用

旅行会社の見積書にある専用車借上代325,000円は5分割して1人当たり65,000円を各自の旅費概算請求書で請求しているが支払を証する書類はない。

また、議員5名の添乗員費用が993,000円、現地通訳代125,000円。パリでトランジットはあるものの、現地に着けば通訳と専用車はあるし、県職員2名も同行している。全行程同行の添乗が何故必要なのか。それに添乗員費用は県職員以上、議員並で高すぎる

#### 4 監査結果

議員5名の航空券代、日当及び専用車借上代の旅費に係る請求については地方自治法（以下「法」という。）第242条で定める要件を備えていないのでこれを却下し、その余の請求については、理由がないものとして棄却した。

理由は以下のとおりである。

- (1) 議員5名の航空券代、日当及び専用車借上代の旅費の支出に係る監査請求 → 却下
  - ・法第242条第2項本文では、住民監査請求は「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されているところ、標記の旅費の概算払の支出日及び精算日から1年を越えており、当該旅費に係る請求は同項本文の要件を満たさない監査請求である。
  - ・同項ただし書では、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しているが、平成22年8月4日に、県のホームページに、在伯奈良県人会創立50周年記念式典に議員5名が出席する旨掲載されていることから、平成14年9月17日の最高裁判所の判決でいう、奈良県の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に、監査請求したとは解されないので、正当な理由を認めることはできない。
- (2) 本件出張者の航空券代の旅費の支出に係る監査請求 → 棄却
  - ・見積書、請求書及び代金の受取りを証する書類の金額も合致することから、航空券代の旅費は実費により請求され支出したものであり、過大請求され支出したものと認められない。
  - ・旅費の計算も、法令の規定に沿ったものと認められることから、違法又は不当な公金の支出とは認められない。
- (3) 議員5名の添乗員費用の支出に係る請求 → 棄却
  - ・職員が同行しない中で、通常の添乗業務に加え、式典における議員の役割の調整等の業務を依頼する必要があったため、実績がある業者と契約したものであり、契約の必要性を認めた議会事務局の判断に裁量の逸脱又は濫用は認められない。
  - ・契約の額も不相当に高いとは認められず、この点についても議会事務局の判断に裁量の逸脱又は濫用は認められない。

※監査結果本文については、平成23年10月25日付けの県公報に掲載予定